

国务院の「産業構造調整促進の暫定規定」公布施行に関する決定

各省、自治区、直轄市人民政府、国务院各部・委員会、各直轄機構：

「産業構造調整の暫定規定」（以下「暫定規定」と略称）は2005年11月9日の国务院第112回常務会議で可決され、公布されている。

「暫定規定」の制定と実施は、党の第16期5中全会の精神を徹底し、「第11次5カ年計画」の目標を実現するための重要な措置であり、科学的発展観、マクロ経済調整の強化・改善、経済成長方式のさらなる転換、産業構造調整と高度化の推進、国民経済の安定的・急速的な発展の維持に重要な意義を持つ。各省、自治区、直轄市人民政府は産業構造調整を現在と今後の一定期間の改革発展の重要な任務とし、責任制を確立し、徹底的に尽力し、「暫定規定」の要求にしたがって、当該地区の産業発展の現状と結びつけ、具体的な措置を制定し、投資の方向を合理的に導き、先進的な生産能力の発展を奨励・支援し、遅れた生産能力を制限、淘汰し、盲目的な投資と低水準の重複建設を防止、産業構造の最適化とグレードアップを推進する。各関連部門は財政や税務、融資、土地、輸出入といった関連政策の制定と改正を進め、産業政策との協調を強化し、産業構造調整を促進する政策システムをさらに改善する。各省、自治区、直轄市人民政府と国家発展・改革、財政、税務、国土資源、環境保護、工商、質量検閲検疫、銀行監督、電力監督、安全生産監督管理、業界主管などの関連部門は、産業構造調整業務を健全化するための組織協調と監督検査メカニズムを確立し、それぞれの職務を尽くし、緊密に協力し、力をあわせて、産業政策の執行効力を確実に強化する。「暫定規定」の実施を徹底するにあたって、政府の指導と市場調整との間の関係を正確に処理し、市場の資源配置という基礎的役割を十分に発揮するとともに、発展と安定、局部的利益と全体的利益、現在の利益と長期的な利益との関係を正確に処理し、経済の安定的かつ急速な発展を保たなければならない。

国务院

二〇〇五年十二月二日

産業構造調整促進の暫定規定

第一章 総則

第一条 科学発展観を全面的に執行し、マクロ調整を強化・改善し、社会投資を導き、産業構造の最適化とグレードアップを促進するため、国家の関連法律、行政法規に基づき、本規定を制定する。

第二条 産業構造調整の目標：

産業構造の最適化とグレードアップを推進し、第一次、第二次、第三次産業の正常な協調的發展を促進するとともに、農業を基礎として、ハイテクノロジー産業を先導とし、基礎産業と製造産業を支柱とし、サービス業を全面的に發展させた産業構造を徐々に形成し、節約型發展、クリーンな發展、安全な發展を堅持し、持続的實現する。

第三条 産業構造調整の原則：

市場調整と政府指導との結合を堅持する。市場の資源配置の基礎的役割を十分に発揮し、国家の産業政策の合理的指導を強化し、資源配置の最適化を実現する。

自主革新により産業の技術水準を高める。自主革新能力の強化を産業構造調整の中心的段階とし、企業を主体とし、市場をその導き手とし、産業・大学・研究機関が結合した技術革新システムを確立し、オリジナルな革新能力と集積化のための革新能力、導入・消化・吸収による再革新能力の向上につとめ、産業全体の技術水準を向上させる。

新型工業化の道筋を堅持する。情報化によって工業化を牽引し、工業化で情報化を促進し、科学技術力が高く、経済収益に優れ、資源消費が少なく、環境汚染を減少させ、安全が保障され、人的資源の優勢が十分に発揮された発展の道筋を歩み、経済成長方式の根本的な転換の推進に努力する。

産業の協調的かつ健全な発展を促進する。先進的な製造業を発展させ、サービス業の割合と水準を向上させ、インフラ建設を強化し、都市・農村地域の産業構造と配置を最適化し、対外貿易と外資利用の構造を最適化し、大衆の合法權益を擁護するとともに、就業拡大に努め、経済・社会の協調的発展を推進する。

第二章 産業構造調整の方向と重点

第四条 農業の基礎的地位を確立、強化し、伝統的農業から現代的農業への転換を加速する。農業科学技術の進歩を速め、農業施設の建設を強化するとともに、農業の生産構造を調整し、農業の成長方式を転換し、農業の総合的生産能力を高める。穀物生産を安定的に発展させ、良質の穀物産業プロジェクトの実施を速め、大型の商品穀物生産基地を建設して、穀物の安全を確保する。農業生産の配置を最適化し、農業の産業化経営を推進するとともに、農業の標準化を速め、農産物加工による付加価値の転化を促進し、生産量が多く、良質、効率的で、生態的な、安全な農業を発展させる。牧畜業の発展に力を入れ、規模化、集約化、標準化の水準を高め、天然の草原を保護し、飼料の草原の拠点を建設する。積極的に水産業を発展させ、漁業資源を保護、合理的に利用し、環境共生的な漁業や養殖方式を普及し、効率的で生態的な養殖業を発展させる。原料林、用材林基地を適地適作で発展させ、木材の総合的利用率を高める。耕作地の水利建設を強化し、生産力の低い耕作地を改造し、土地の整理をきちんと行う。農業の機械化水準を高め、農業技術の普及、農産品市場、農産物の品質の安全と動植物の病害虫予防体系を健全化する。節水・灌漑を積極的に推進し、肥料・農薬を科学的に使用し、農業の持続的発展を促進する。

第五条 エネルギー、交通、水利、情報などの基礎施設の建設を強化し、経済社会の発展に対する保障能力を強化する。

節約を優先し、国内に立脚し、石炭を基礎とする、多元的な発展を堅持し、エネルギー構造を最適化し、安定的、経済的、クリーンなエネルギー供給システムを構築する。大型で効率的なユニットを重点とする石炭電力の最適化発展により、生態保護を基礎として水力発電を段階的に開発し、原子力発電を積極的に発展させ、電力ネットワークの建設を強化し、電力ネットワークの構造を最適化して、西部電力を東部に移送する規模を拡大する。大型の石炭基地を建設し、中小炭鉱を調節・改造するとともに、安全な生産条件の整っていない資源を浪費、破壊する小型炭鉱を断固として淘汰する。更に、屑石炭、炭層ガス、立て坑水などの資源の総合利用の実施を加速し、石炭と電力の連合経営を奨励する。天然ガスと石油の並列推進を実行し、石油や天然ガス資源の調査と開発利用の力及び海外での協力開発を拡大し、天然ガス・石油分野の基礎施設建設を加速させる。新エネルギーとリサイクルエネルギー産業を積極的に支援し発展させ、石油代替資源とクリーンエネルギーの開発利用を奨励し、クリーン石炭技術の産業化を積極的に推進するとともに、風力エネルギーや太陽エネルギー、バイオマスエネルギーなどの発展を加速させる。

ネットワークの拡大を重点とし、スピードが速く、スムーズで、効率的、安全な総合交通輸送システムを形成する。全体的な計画と合理的な配置を堅持し、鉄道や道路、水運、民間航空、パイプラインなどの輸送方式の優勢の相互補充を実現し、相互に連結して、コンビネーションによる効率と全体的な優勢を発揮する。鉄道や都市軌道交通の発展を加速し、旅客輸送専用ラインやエネルギー輸送路、地域道路や西部地区の鉄道を重点的に建設する。国道の主幹道路や西部地区の主要な公道を整備し、国家高速自動車道ネットワークを確立し、農村の自動車道路建設の推進に力を注ぐ。優先的に都市公共交通を発展させる。コンテナやエネルギー物資、鉄鉱石の深水埠頭の建設を強化し、内陸河川航路輸送を発展させる。大型空港を充実、中型空港を整備し、小型空港を増設して、配置が合理的で、規模が適正、機能が整った、協調的に発展した航空システムを構築する。パイプライン輸送建設を強化する。

水利建設を強化し、水資源の配置を最適化する。上下流域、地表・地下水資源の調整配置、地下水くみ上げのコントロールを全体的に計画し、海水の淡水化を積極的に展開する。洪水・干ばつ防止のプロジェクト建設を強化し、堤防の強化やコントロール性水利中枢などの洪水防止システムを重点とし、洪水予防と弱点箇所を撲滅するための建設を強化し、大型主幹河川の堤防や洪水防止のための貯水地区と洪水通過地区、リスクのあるダムのリスク除去・補強と、都市の洪水防止の基幹プロジェクト建設を強化するとともに、「南水北調（南部の水を北部へ送るプロジェクト）」を建設する。住民や家畜用の飲料水プロジェクトと灌漑地区周辺設備の建設・改造に大きな力を注ぐ。

ブロードバンド通信ネットワークやデジタルテレビネットワーク、次世代インターネットなどの情報インフラの建設を強化し、「3つのネットワークの融合」を推進し、情報の安全保障システムを整える。

第六条 設備製造業の振興を重点に先進的な製造業を発展させ、経済発展に対する重要な役目を発揮させる。

設備製造業は重点建設プロジェクトを拠り所として、自主革新や技術導入、協力開発、共同製造などの方式によって、重要な技術設備の国産化レベルを高め、特に効率的なクリーン発電と送変電、大型石油化学工業、先進的で実用的な輸送設備、高級デジタル工作機械、オートメーション制御、集積回路設備、先進的な動力設備、省エネ・低消費設備などの分野で突破を実現し、設計の研究開発やコアエレメントの取り付け、加工製造とシステムインテグレーションの全体的水準を向上させる。

情報化による工業化の牽引を堅持し、ハイテクと先進的で実用的な技術による製造業の改造・グレードアップを奨励し、独自の知的財産権や自主ブランド、ハイエンド製品の割合を高める。エネルギーや資源の条件と環境容量に基づき、原材料工業の製品構造や企業組織構造、産業配置の調整に着手し、製品の品質と技術水準を向上させる。コールドローリング薄板、コールドローリング・ケイ素鋼板、高濃度の磷肥料、高効率・低毒・低残留性の農薬、エチレン、精密化学、高機能性繊維の発展を支援する。製油やエチレン、鋼鉄、セメント、製紙の基地化、大型化へ向けた発展を促進する。鉄や銅、アルミニウムなどの重要な資源の地質調査を強化し、資源の地質埋蔵量を増加させ、合理的な採掘と総合的な利用を行う。

第七条 ハイテク産業の発展を加速し、ハイテク産業による経済成長の促進をさらに強化する。

自主革新能力を強化し、コア技術と主要技術の把握につとめ、経済・社会の発展に対し重要な牽引作用を持つハイテクの開発に力を注ぎ、重要な産業技術の開発を支援する。重要技術の標準を制定し、自主革新の技術的基礎を確立するとともに、ハイテク産業の加工・組立から自主的な研究・開発を主とする製造への拡大を加速する。産業クラスターや規模化の発展、国際協力拡大の要求に基づき、情報や生物、新素材、新エネルギー、航空・

宇宙などの産業の発展に大きな力を注ぎ、更に多くの新たな経済成長点を育成する。情報産業を優先的に発展させ、集積回路やソフトウェアといったコア産業の発展を優先させ、デジタル化音声・映像、次世代移動通信、高性能コンピューター及びネットワーク設備などの情報産業群を育成する。更に、情報資源の開発と共有を強化し、情報技術の普及と応用を推進する。中国特有の資源的優勢と技術的優勢を十分に発揮し、バイオ農業やバイオ医薬、バイオエネルギーやバイオ化学工業などのバイオ産業を重点的に発展させる。民間航空や宇宙産業の発展を加速し、民間航空機や航空エンジン、航空機搭載システムの開発と産業化を推進して、民間の宇宙技術と衛星技術を更に発展させる。新素材産業を積極的に発展させ、技術的特徴を備え、中国の優勢を発揮できる光電子材料や高性能構造と新型・特殊機能の材料といった製品の開発を支援する。

第八条 サービス業の比率を高め、サービス業の構造を最適化し、サービス業全体の急速な発展を促進する。市場化や産業化、社会化の方向を堅持し、個別の指導と効果的な監督管理を強化するとともに、サービス業発展のシステムとメカニズムをさらに革新、改善し、公開、平等、規範的な業界参入制度を確立する。競争力の比較的高い大型サービス企業グループを発展させ、大都市でサービス業の発展を優先的な地位に位置づけ、条件がそろった場合には徐々にサービス経済を主とする産業構造を形成する。サービスの種類を増やし、サービスの水準を向上させ、就業能力を強化するとともに、産業のクオリティーを高める。金融や保険、物流、情報、法律サービス、会計、知的財産権、技術、設計、コンサルティングサービスなどの現代サービス業の発展に力を注ぎ、文化や観光、コミュニティサービスなどの潜在的需要が大きい産業を積極的に発展させ、教育・トレーニングや高齢者介護サービス、医療保健などの領域の改革と発展を加速させる。ビジネス取引や飲食、宿泊などの伝統的サービスの規範化とグレードアップを図り、チェーン経営やフランチャイズ経営、代理制、複合一貫輸送、e ビジネスなどの組織形態とサービス方式を推進する。

第九条 循環型経済の発展に力を入れ、資源の節約と環境共生型社会を確立し、経済成長と人口・資源・環境との調和を実現する。開発と節約を同時に重視、節約優先の方針を堅持し、減量化や再利用、資源化の原則に基づき、省エネや節水、土地節約、材料節約の推進に大きな力を注ぎ、資源の総合的利用を強化するとともに、クリーン生産を全面的に推進し、再生資源の回収・利用システムを整備し、投入が少なく、消費が少なく、排出が少なく、効率の高い節約型成長方式を確立する。資源の節約や代替・リサイクル利用技術と製品を積極的に開発・普及し、鋼鉄や非鉄金属、電力、石油化学、建築、石炭、建材、製紙などの業界の省エネ・低消費技術の改造を重点的に推進するとともに、省エネ・土地節約型建築を発展させ、消費が大きく、汚染が深刻な、安全を損なう生産や技術の遅れた手法や製品に対して強制淘汰制度を実施し、法に基づき環境破壊や安全生産の条件を備えない企業を閉鎖する。エネルギー消費が大きく、汚染が深刻な産業の規模を調整し、エネルギー消費が大きく、汚染が深刻な産業の比率を低下させる。省エネ性能のよい各種消費品の生産と使用を奨励し、節約資源の消費モデルを形成する。環境保護産業の発展に力を注ぎ、非合理的な資源開発のコントロールを重点的に行うことにより、水資源や土地、森林、草原、海洋などの生態環境の保護を強化する。

第十条 産業構造を最適化し、地域の産業配置を調整する。企業の経済規模水準と産業の集中度を高め、大型企業の発展を加速し、独自の知的財産権を保有し主幹業務に優れたコア競争力の強い大企業と企業グループを形成する。中小企業の役割を十分に発揮し、中小企業と大企業の分業・協力関係の確立を推進し、生産の専門化水準を高め、中小企業の技術進歩と産業のグレードアップを促進する。比較的優勢を十分に発揮し、生産要素の合理的流動と配置を積極的に推進するとともに、産業のクラスタ化発展を導く。西部地域ではインフラ建設とエコロジー環境の保護を強化し、公共サービスを健全化し、現地資源の

優勢と特色ある産業の発展とを結びつけ、自己発展能力を強化する必要がある。東北地域では産業構造の調整と国有企業の改革・再編・改造を加速し、現代的農業を発展させ、設備製造業の振興に力を入れ、資源枯渇型都市からの転化を促進する。中部地域では穀物生産の主要地区の建設に努力し、比較的優勢のあるエネルギーと製造業を発展させ、インフラ建設を強化し、現代的市場システムの確立を加速させる。東部地域では自主革新能力の向上に努力し、構造の最適化・グレードアップと成長方式転換の実現を速めるとともに、対外型経済の水準を高め、国際競争力と持続的発展の能力を強化しなければならない。地域発展の全体的な戦略配置の観点に立って、資源環境の負担能力と発展の潜在力に基づき、開発の最適化、重点的な開発、開発の制限、開発禁止などに分けた地域産業配置を実行する。

第十一条 ウィン・ウィン型の開放戦略を実施し、対外開放水準を高め、国内産業構造のグレードアップを促進する。対外貿易成長方式の転換を加速し、独自の知的財産権や自主ブランドを有する商品の輸出を拡大するとともに、エネルギー消費が大きく汚染が深刻な製品の輸出をコントロールし、先進的な技術設備と国内に不足する資源の輸入を奨励する。条件のそろった企業が「走出去（対外進出）」し、国際市場での競争において大きく発展し、国内産業の発展を牽引するよう支援する。加工貿易の産業階層を高め、国内の組立能力を強化する。サービス貿易の発展に力を注ぎ、サービス市場を引き続き開放し、国際的現代サービスの移転を段階的に受け入れる。外資利用の質と水準を高め、先進的な技術や管理経験、資質の高い人材の導入に重点を置き、導入技術の消化・吸収と革新・向上を重視する。外資誘致能力が比較的強い地区と開発区は、生産・製造のレベルアップに努力するとともに、研究開発や現代的物流などの分野の開拓を積極的に行わなければならない。

第三章 産業構造調整指導目録

第十二条 「産業構造調整指導目録」は投資の方向性を指導し、政府が投資プロジェクトを管理し、財務・税務や融資、土地、輸出入などの政策を制定、実施する上での重要な根拠となるものである。

「産業構造調整指導目録」は発展改革委員会が国務院の関連部門と協力して国家の関連法律、法規に基づき制定し、国務院の批准を経て公布する。実際の状況に基づき、「産業構造調整指導目録」の一部を調整する必要がある場合、発展改革委員会が国務院の関連部門と共に適時に改訂、公布する。

「産業構造調整指導目録」は原則的に中国国内の各種企業に適用する。そのうち外商投資については「外商投資産業指導目録」に基づき執行する。「産業構造調整指導目録」は「外商投資産業指導目録」を改訂する際の主な根拠の一つである。「産業構造調整指導目録」における淘汰類は外商投資企業に適用する。「産業構造調整指導目録」と「外商投資産業指導目録」の執行上の政策で発生する問題は、発展改革委員会と商務部が協議する。

第十三条 「産業構造調整指導目録」は奨励類、制限類、淘汰類の三種類の目録から成り立つ。奨励類、制限類、淘汰類に属さず、国家の関連法律や法規、政策規定に合致する場合は、許可類とする。許可類は「産業構造調整指導目録」に列挙しない。

第十四条 奨励類の主なものは、経済社会の発展に対し重要な促進作用があり、資源の節約や環境保護、産業構造の最適化・グレードアップに寄与し、奨励・支援の政策措置を行う必要のある重要な技術や設備、製品とする。以下の原則に照らして、奨励類の産業指導目録を確定する。

(一) 国内で研究開発、産業化の技術基礎を有し、技術革新や新しい経済成長の形成に

役立つもの。

(二) 現在および今後、比較的大きな市場需要があり、将来的な発展の可能性があり、供給不足の商品の供給能力を向上させるとともに、国内外市場の開拓に有利なもの。

(三) 技術水準が比較的高く、産業技術進歩の促進や産業競争力の向上に役立つもの。

(四) 持続可能な発展戦略の要求に合致し、安全生産や資源節約、総合的利用に役立ち、新エネルギーと再生可能なエネルギーの開発利用やエネルギー効率の向上のためになり、生態環境の保護と改善に有利なもの。

(五) 中西部地域や東北地域などの旧工業拠点のエネルギー、鉱産資源と労働力資源など、中国の優勢の発揮に有利なもの。

(六) 就業機会の拡大に有利で、就業ポストを増加させるもの。

(七) 法律や行政法規で規定されるその他のもの。

第十五条 制限類の主なものは、技術が立ち遅れ、業界の参入条件と関連規定に合致せず、産業構造の最適化・グレードアップに不利であり、改造の促進や新規建設の禁止が必要とされる生産能力や技術、設備、製品とする。以下の原則に照らして、制限類の産業指導目録を確定する。

(一) 業界の参入条件に合致せず、技術が立ち遅れ、産業構造に対する改善がないもの。

(二) 安全生産に不利なもの。

(三) 資源とエネルギー節約に不利なもの。

(四) 環境保護と生態システムの回復に不利なもの。

(五) 低レベルの重複建設が比較的深刻で、生産能力が明らかに過剰なもの。

(六) 法律や行政法規で規定されるその他のもの。

第十六条 淘汰類の主なものは、関連法律や法規の規定に合致せず、資源の浪費や環境汚染が深刻で、安全生産の条件を備えていない、淘汰が必要な立ち遅れた技術や設備、製品である。以下の原則に照らして、淘汰類産業の指導目録を確定する。

(一) 生産と人身の安全に危害をもたらす、安全生産の条件を備えていないもの。

(二) 環境汚染が深刻で、生態環境にも深刻な危害をもたらすもの。

(三) 製品の品質が国家規定或いは業界規定の最低標準を下回るもの。

(四) 資源やエネルギーの浪費が深刻なもの。

(五) 法律や行政法規で規定されるその他のもの。

第十七条 奨励類の投資プロジェクトに対しては、国家の関連投資管理規定に基づいて、審査・批准、許可あるいは報告を行う。また、各金融機構は融資の原則に基づき融資を供与することができる。投資総額内で輸入される自社用設備は、財政部が発布した「税金免除国内投資プロジェクト輸入商品目録（2000年改訂）」に列挙された商品を除いて、関税や輸入増値税の徴収が引き続き免除される。国家が免除対象としない投資プロジェクト目録などが新規に公布された場合は、新規規定に基づいて執行する。奨励類産業プロジェクトのその他の優遇政策は、国家の関連規定に基づいて実行される。

第十八条 制限類の新規プロジェクトに対しては、投資を禁止する。投資管理部門は審査・批准、許可あるいは報告記録を行わず、各金融機構は融資を行ってはならず、土地管理、都市計画、建設、環境保護、品質検査、消防、税関、工商などの部門は関連手続きを行ってはならない。規定に違反して投融資や建設を行った場合は、関連団体と個人の責任を追究しなければならない。

制限類に属する現有の生産能力については、企業が一定期限内で改造やグレードアップの措置を採用し、金融機構が融資の原則に従って継続的に支援することは認める。国家の関連部門は産業構造の最適化・グレードアップの要求に基づき、優勝劣敗の原則を

遵守して、分類指導を実行しなければならない。

第十九条 淘汰類プロジェクトに対しては、投資を禁止する。各金融機構は各種形式の与信を停止し、すでに融資した貸出金を回収する措置をとらなければならない。各地区、各部門、関連企業は実効的な措置をとり、規定期限内に淘汰しなければならない。淘汰期限内に国家価格主管部門は電力供給価格を引き上げることができる。国家が淘汰を明示した生産技術や設備、製品は、一律的に輸入、移転、生産、販売、使用、採用してはならない。

期限内に生産技術や設備、製品を淘汰しない企業に対しては、地方各級人民政府と関連部門が国家の関連法律・法規に基づいて、生産停止あるいは閉鎖を求め、従業員の再配置の措置を講じ、金融機構の融資資産を保全する。その製品が生産許可書による管理に属する場合、関連部門が法律に基づいて生産許可証を撤回する。工商行政管理部門は法に基づいて、登記変更または登録抹消手続きを行い、環境保護管理部門は污水排出許可証を取り上げる必要がある。電力供給企業は法に基づいて電力供給を停止する。規定に違反した者に対しては、法に基づいて責任者または関連指導者の責任を追及しなければならない。

第四章 付 則

第二十条 本規定は公布日より施行する。旧国家計画委員会、国家経済貿易委員会が発行した「当面の国家重点奨励発展産業、製品、技術目録（2000年改訂）」、旧国家経済貿易委員会が発布した「後進生産能力、技術および製品の淘汰目録（第一集、第二集、第三集）」と「工商投資分野の重複建設制止目録（第一集）」はこれと同時に廃止する。

第二十一条 「当面の国家重点奨励発展産業、製品、技術目録（2000年改訂）」に基づいて執行される優遇政策は、「産業構造調整指導目録」における奨励類に基づいて調整される。外商投資企業の設立と税収政策などは、国家の外商投資関連の法律や行政法規の規定に基づいて実行する。